

滋賀県立東大津高等学校PTA会則

第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 この会は、滋賀県立東大津高等学校PTAと称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を滋賀県立東大津高等学校(以下「本校」という)に置く。

第2章 組織

(組織)

第3条 この会は、本校生徒の保護者ならびに本校教職員を会員として組織する。

2 上記会員のほか、役員任期内にある本校卒業生の保護者および顧問は会員に準ずるものとする。

第3章 目的

(目的)

第4条 この会は、本校生徒の健全な育成を図るため、家庭と学校の連絡を密にし、会員相互の教養の向上と親睦を深めるとともに、本校教育の進展に資することを目的とする。

第4章 事業

(事業)

第5条 この会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校生徒の学習活動促進に関する事項
- (2) 本校生徒の健全な生活習慣確立に関する事項
- (3) 本校生徒の健康保持および安全確保に関する事項
- (4) 会員の教養向上および相互親睦を図る事項
- (5) その他時宜に応じて、この会が必要と認める事項

第5章 役員等

(本部役員)

第6条 この会に、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 若干名

(委員会委員)

第7条 この会に、次の部門別委員会を置く。

- (1) 行事研修委員会
 - (2) 安全委員会
 - (3) 広報委員会
- 2 それぞれの部門別委員会には委員長1名と副委員長1名を置く

(参与、書記および会計監査)

第8条 この会に、参与と書記および会計監査を置く。

- (1) 参与(校長)
- (2) 書記(副校長、教頭、事務長、総務課PTA係、PTA職員)
- (3) 会計監査(教職員、PTA役員)(若干名)

(役員等の職務)

第9条 役員の職務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、事業の企画・運営および執行にあたる。
- (4) 会計は、この会の経理並びに事務を処理する。
- (5) 会計監査は、この会の経理を監査する。
- (6) 委員は、この会の運営について審議し、各委員会の活動を企画・推進する。
委員長は、各委員会を代表し、委員会の活動を統括する。副委員長は、委員長を補佐する。
- (7) 参与は、この会の運営に参画し、会務の執行について学校運営との関係を協議・調整するとともに、会長の命を受けて書記を指導、助言する。
- (8) 書記は、参与の指導、助言のもとに、この会の経理・事務処理を補佐する。

(委員会の任務)

第10条 委員会の任務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 研修行事委員会は、PTA会員の教養の向上並びに相互の親睦を図るための事業の企画・推進する。
また、学校行事における生徒の健康保持および安全確保を図るための事業を企画・推進する。
- (2) 安全委員会は、本校生徒の健全な生活習慣および安全を確立するための事業を企画・推進する。
- (3) 広報委員会は、PTA会報やホームページを通じて、広報に関する事業を企画・推進する。

(役員等の選任)

第11条 役員等の選任方法は、細則により定める。

(役員等の任期)

第12条 本部役員等の任期は、原則として3年とする。

- 2 委員の任期は、原則として3年とする。

(顧問)

第13条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、原則として前年度PTA会長があたる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(会議の種類)

第14条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 委 員 会
- (4) 本部役員会

(総 会)

第15条 総会は、通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年度1回、会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 3 総会の議長は、本部役員の中から選出する。
- 4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画および事業報告に関すること
 - (2) 予算・決算に関すること
 - (3) 会長 副会長 幹事 会計 委員および会計監査の選任および承認
 - (4) 会則の改正に関する事項
 - (5) 役員会が必要と認めた事項

(6) 会長が必要と認めた事項

(役員会)

第16条 役員会は、必要の都度、会長が招集する。

2 役員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

3 役員会の議長は、本部役員の中から選出する。

4 役員会は、この会の運営に関する次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業の実施に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 経理に関する重要事項および補正予算に関する事項
- (4) 総会から付託された事項
- (5) 会長が必要と認めた事項

(委員会)

第17条 委員会は、必要の都度、会長もしくは各委員長が招集する。

2 委員会の議長は、各委員長もしくは副委員長が執り行う。

3 委員会は、事業計画等を審議し、各事業の活動を企画・推進する。

4 委員会は、会長その他の役員の出席を要請し、その意見を求めることができる。

(本部役員会)

第18条 本部役員会は、必要の都度、会長が招集する。

2 本部役員会は、参与、書記、会計、顧問、委員長等の出席を要請し、その意見を求めることができる。

第7章 会 計

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第20条 この会の運営に要する経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第21条 この会の会費の額および空調会計費の額ならびにこれらの徴収方法は、役員会において定め、総会において承認を得る。

(予 算)

第22条 この会の予算は、役員会において定め、総会において承認を得る。

(決 算)

第23条 この会の決算は、会計年度毎に会計監査を経て、その会計年度終了直後の総会の承認を受けなければならない。

付 則

(細 則)

1 本会の運営に関する細則は、役員会において定めることができる。

(施行日)

2 この会則は、昭和50年5月24日から施行する。

この会則は、昭和51年5月29日一部改正する。

この会則は、昭和52年5月21日一部改正する。

この会則は、昭和53年5月13日一部改正する。

この会則は、昭和56年5月9日一部改正する。

この会則は、昭和61年5月24日一部改正する。

この会則は、平成20年5月17日一部改正する。

この会則は、平成21年5月16日一部改正する。

この会則は、平成24年5月19日一部改正する。

この会則は、平成26年12月6日一部改正する。

この会則は、令和3年5月31日一部改正する。

この会則は、令和4年5月31日一部改正する。

細 則

第1章 役員を選任規定

(本部役員を選任)

第1条 会長・副会長・幹事および会計は、本部役員会において委員から候補者を推薦し、役員会において選任し、総会の承認を得る。

(委員会委員を選任)

第2条 選任する委員の当該年度の定数および委員会別の定数は、当該年度の新入生の保護者数ならびに各委員会の業務の状況を勘案し、本部役員・参与および書記にて定める。

- 2 委員は、本校入学時に行う役員選任結果をもとに選出し、会長が委嘱する。
- 3 各委員会の委員長および副委員長は各委員会に所属する委員の互選による。
- 4 役員選任規定を改正した場合は、改正前の規定で選任されている委員については選任された時の方法を有効とし、継続して委員にあたる。

第2章 慶弔規程

第3条 本会会員(保護者・教職員) および本会会員の配偶者、本校生徒、本校職員の死亡時には、弔慰金として10,000円を贈る。返礼は受けないものとする。

第4条 上記のほか、特に必要が認められる場合には、本部役員会において臨時の措置をとることができる。その場合、事後に役員会に報告し承認を得るものとする。

第3章 旅費規程

第5条 PTA 役員・委員が PTA の用務のため要した旅費を弁償する。

第6条 PTA 連合会などの大会・講演会・研修会・会長会・役員会などへ用務のための参加、および慶弔規程に従って慶弔の意を表すための場合は交通費を支払う。

第7条 上記に関し、必要に応じて大会等の参加費、宿泊費を支払う。

第8条 一般会員参加行事がある日と同日の場合、役員・委員の交通費は支給しない。

第9条 上記のほか、特に必要が認められる場合には、本部役員会において臨時の措置をとることができる。その場合、事後に役員会に報告し承認を得るものとする。

第4章 メール一斉配信システム利用規程

第10条 (利用者) このシステムは滋賀県立東大津高等学校の PTA 会員(保護者および教職員) が利用できる。

第11条 (管理者) 本システムの運営については、以下の者が管理の責任を負う。

1. 管理者：教頭

第12条 (発信者) このシステムを利用して発信できるのは、以下の者とする。

1. 発信者：教頭または教頭に委任された総務課 P T A 係

第13条 (情報発信) 本システムを利用して情報の一斉配信を希望する者は、予め管理者に発信する情報内容を提示し、許可を得た後、発信者に情報発信を依頼する。

第14条 (発信情報の区分) 本システムでは以下の区分についての情報を発信する。

1. 1年生保護者向け情報
2. 2年生保護者向け情報
3. 3年生保護者向け情報
4. P T A 役員会委員会向け情報
5. 学校教職員向け情報

第15条 (受信情報の選択) 利用者は前条の情報区分に登録し、本サービスを利用して情報を受信できる。

第16条 (受信登録)

1. 受信者は、受信を希望する各区分に指定されたアドレスに、自分の受信アドレスを登録することで、サービスを受けることができる。
受信できるアドレスは、携帯電話、パソコンメールいずれも可能であるが一つとする。
2. 受信者は、各区分について1家族当たり1つの受信アドレスを登録できる。
3. 受信者は、受信登録の解除、変更ができる。
4. 受信アドレスを変更する場合には、以下の手続きを行うこと。
(1) 旧アドレスの解除

(2) 新アドレスの登録

- 第17条 (利用期間) 本システムの利用期間はPTA会員として在籍中とする。
利用者の資格を失った時は管理者が速やかに解除手続きを行う。
- 第18条 (個人情報保護) 管理者及び利用者は、メールアドレスなどの個人情報の保護に努めなければならない。
- 第19条 (発信情報の制限) 本システムを利用して、以下の情報を発信してはならない。
1. 個人のプライバシーを侵害するあるいはその恐れのある情報。
2. 特定個人及び特定組織などへの誹謗中傷、あるいはその恐れのある情報。
3. 反社会的な情報あるいは公序良俗に反する情報。
4. 発信者の私的な目的のための情報。
- 第20条 (運用の休止または停止)
1. 管理者は技術的理由あるいは運用上の理由により、本サービスを利用者に予告なく、休止または停止することができる。
2. 休止または停止する場合には、適当な手段により利用者にその旨を速やかに通知する。

(施行日)

- この細則は、平成21年5月16日から施行する。
この細則は、平成22年5月15日一部改正する。
この細則は、平成24年5月19日一部改正する。
この会則は、令和3年5月31日一部改正する。